

市民活動総合補償制度Q & A

登録について

Q 町内会、老人クラブはどちらの課に登録すれば良いですか。

A 市の担当課で把握している団体等については、登録の必要はありません。ボランティア団体等については、ボランティア活動推進協議会またはボランティア連絡協議会に登録をお願いします。

Q 毎年、町で行う道路側溝や水路の清掃活動は市役所の何課に届出や登録をすれば良いのですか。

A 道路側溝や水路の清掃活動は、町内会等の役員をはじめ地元が把握している活動であるため届出や登録の必要はありません。

対象について

Q 学校が主催する児童の清掃活動や運動会の事故は対象となりますか。

A 対象になりません。(別に行政負担による補償制度のある活動のため。ただし、学区と学校との合同による運動会は、児童生徒のみの競技以外であれば対象になります。)

Q スポーツ競技会、スポーツ団体の管理下で事故にあった場合は、対象になりますか。

A 対象になりません。(主に競技を目的とした活動のため。)ただし、スポーツ教室、レクリエーションなどで市民の健康増進のため、計画的かつ継続的な活動については対象となる場合があります。

Q 子供会活動で事故にあった場合は、対象になりますか。

A 対象になりません。(別に行政負担による補償制度のある活動のため。)

Q ヨット体験乗船などによる事故は、対象になりますか。

A ヨット乗船、ハンググライダー、スカイダイビング、ピッケル等を使用する山岳登坂など、危険度の高い活動による事故は対象になりません。

Q 会員、事業所等から年会費を徴収する活動は補償の対象になりますか。

A 指導者等が無償であり、継続的な社会教育活動等であれば、材料費等の実費相当の会費を徴収する活動は対象となります。

Q 元気ッス！へきなん（市民まつり）参加中の事故は、対象になりますか。

A 元気ッス！へきなんの場合、踊り連参加者およびボランティアスタッフなどまつりを盛り上げるために主体的に参加または協力する市民は補償の対象となりますが、単なる見物人は対象となりません。

Q 公民館主催のバスツアー参加中の事故は、対象になりますか。

A 青少年等の健全育成等のため、計画的かつ継続的に行われる活動の一環であれば対象となります。また、公民館まつりなどに市民が無償で参加協力する活動は対象となります。ただし、宿泊を伴う活動は補償の対象となりません。

Q 賠償事故の時、団体が個別に契約している他の賠償保険（ボランティア保険など）がある場合の取扱いはどうなりますか。

A 賠償事故において、他の保険契約がある場合は、原則として市民活動総合補償保険は対象になりません。

Q 活動には参加しないで、見ていた人が事故にあった場合は対象となりますか。

A 原則として単なる見学者は、対象になりません。ただし、活動に伴う行為で見学者に損害を与えた場合に、主催者側が他に同種の保険に加入していない場合は、賠償保険の適用があります。（主催者が行う賠償金、裁判費用等について補償します。）

Q 保険の対象となる場合で、通院や入院が1日でも保険が受けられますか。

A 1日でも保険金は支払われますが、医師等による書類作成費用は個人の負担になります。

Q 市民活動を行う場所と住居との往復途中の事故も対象となりますか。

A 対象になります。

Q むち打ち、腰痛（ヘルニア）、テニス肘も保険の対象になりますか。

A 対象になりません。

他覚症状がないもの、持病により引き起こされた症状（又はその可能性が高い場合）などは対象外です。

活動内容について

Q ボランティア団体の活動はすべて補償の対象になりますか。

A 事故発生時の活動内容が公益活動である場合には対象となります。ただし、グループ内の親睦や趣味の活動とみなされるものについては、補償の対象となりません。

Q 昼に弁当とお茶が出された場合は、無報酬とみなされますか。

A 弁当程度の食事であれば、無報酬とみなされます。同様に最小限の交通費や実費を支給される場合も無報酬とします。

Q 町内会、老人クラブ、ボーイスカウトなどで市外に出かけた際の事故は対象となりますか。

A 親睦を目的とした活動の場合は対象になりません。市民活動の一環として、目的を持った計画的かつ継続的な活動中の事故については対象となります。ただし、自動車保険の対象になるものは適用されません。

Q 自動車で活動場所へ向う途中に、人をはねたり物にぶつかったりした場合は、賠償責任保険の対象になりますか。

A 自動車事故によるものは、対象になりません。本人の自動車保険で対応をお願いします。

その他

Q 社会福祉協議会のボランティア保険に加入している場合、補償はどのようになるのですか。

A 傷害保険については共に支給されますが、賠償責任保険については社会福祉協議会のボランティア保険による補償を優先とします。